

総務 常任委員会

委員会審査報告

主な議案の審査経過

厚生文教 常任委員会

● 豊後大野市都市計画税条例の廃止について

● 豊後大野市固定資産税及び都市計画税の納期の特例に関する条例の廃止について

都市計画税は、すでに7年間課税を停止しており、充当すべき都市計画事業、または土地区画整理事業が予定されてないため、本条例を廃止するものです。

これまで3年に一度の固定資産税評価替えの年に、その都度納期を4月末から5月末へ変更していくものが、事務の効率化により、変更の必要がなくなったため条例を廃止するものです。

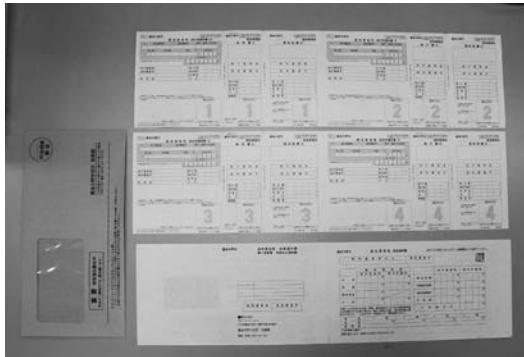
意見 住民の立場からすると、都市計画道路など、整備してもらいたいと思っている道路が現実に存在するので、今まで整備すべきだと言つてきた道路は引き続き国や県に働きかけて整備していくつもりたい。

【付託議案の審査結果】
議案7件を付託され、慎重審査の結果、それぞれ可決すべきとしました。

意見 条例が有効なものとなるよう市も努力をお願いしたい。

今後も緒方・朝地支所で火葬許協議を重ねた結果、運営費の負担金をなくすよう規約を改正するものです。

今後も緒方・朝地支所で火葬許可証の発行及び使用料の徴収ができるようになります。使用料は管外料金の3万5千円となりますが、市民の皆さまにはこれまでどおり1万円で変更ではなく、豊後大野市がその差額分を上乗せして竹田市へ納付するものです。



● 豊後大野市手話言語条例の制定について

手話が言語であるとの認識に基づき、基本理念を定め、ろう者とろう者以外の者が共生することをできる地域社会を実現することを目的として条例を制定するものです。条例では、基本理念に対する理解を深め、暮らしやすい地域社会の実現に寄与していくことを目的としています。

● 竹田市と豊後大野市との間の火葬に関する事務の受託について

これまで、竹田市葬斎場の運営経費を緒方町及び朝地町の人口割と利用割により負担し、緒方・朝地支所で火葬許可及び使用料徴収の事務受託を行う内容になっていますが、大野葬斎場の改築に伴い、利用者数が極端に減少し、1件当たりの負担金額が大きくなりました。

産業建設 常任委員会

●公の施設の指定管理者の指定について（豊後大野市奥嶽川自然公園井崎河川公園キャンプ場）

豊後大野市奥嶽川自然公園井崎河川公園キャンプ場の指定管理候補者として、一般社団法人ぶんご大野里の旅公社を指定し、平成29年4月1日から引き続き3年間指定管理をお願いするものです。

質 本施設はキャンプ場でありながら、一般的のキャンプができないことへの対応は。

答 次年度の予算で、一般の宿泊を伴わない方のトイレ、更衣室等は、骨格予算の中で今回提案しています。

質 指定管理者と地域との関係の現状は。



【付託議案の審査結果】

議案8件を付託され、慎重審査の結果、それぞれ可決すべきとなりました。

答 昨年の7月に地域の方々とお話しの機会を持ち、市としてできることは着実にやっているつもりです。なるべく管理者と地域の方々がお互いに良好な関係になるような体制をつくることに、さらに努力していくたいと思っています。

委員会発議

豊後大野市の大地の恵みで乾杯条例を制定

3月定例会の最終日に豊後大野市の大地の恵みで乾杯条例が全会一致で可決、制定されました。これは、産業建設常任委員会で委員会発議として提出されました。



この条例は、豊後大野市の豊かな自然環境の恵みによる水や農林産物に育まれた地酒等による乾杯を広め、地産地消の推進、地域産業の発展、本市の魅力の発信、そして郷土に対する愛着を深めることを願い、本条例を制定するものです。

本条例の制定が、地酒等のみではなく、地元の農林産物を使用した飲料で乾杯することで、地元農林産物の消費拡大につなげ、地域産業の発展及び郷土愛の醸成が図れることを目的としています。

本条例には、市の役割、事業者の役割、市民の協力など、定めていますが、特に強制をするものではなく、個人の嗜好や意思を尊重し、配慮することも定めています。